



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
7月17日
第4466号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	2
彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局).....	3
長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局).....	3

○ 公 告

県営土地改良事業計画決定公告(耕地課).....	3
--------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(湖北).....	3
----------------------	---

○ 警 察 本 部 公 告

平成30年度滋賀県警察官(航空機の操縦士)採用試験公告(警務課).....	4
---------------------------------------	---

○ 企 業 庁 公 告

平成30年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告.....	5
-------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第301号

平成29年農林水産省告示第1292号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第

249号) 第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲賀町神字滝谷2-62から2-64まで、2-70
- 2 通知の内容の要旨 平成29年農林水産省告示第1292号のとおり

滋賀県告示第302号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
草津市立発達支援センター	草津市西渋川二丁目9番38号	草津市	草津市草津三丁目13番30号	居宅訪問型児童発達支援	平成30.7.1	2550600031
ふぁみりー栗東	栗東市中沢二丁目5番58号ファミール北川2号室	合同会社TripleWin	大津市神領三丁目19番8号	放課後等デイサービス	平成30.7.1	2551200104

滋賀県告示第303号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
ふぁみりー栗東	栗東市中沢二丁目5番58号ファミール北川2号室	株式会社喜久一	京都府京都市左京区静海市原町762番地31	放課後等デイサービス	2551200096	平成30.6.30

滋賀県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ふれあい薬局・金森	守山市金森598-2	薬局	中村昌子	平成30.4.1
更生医療・育成医療	医療法人小川診療所	湖南市石部東二丁目5-38	病院・診療所	小川勉	平成30.4.2
更生医療・	ふれあいハート薬	草津市北山田町247-1	薬局	本間繁豊	平成30.5.1

育成医療	局				
更生医療・ 育成医療	訪問看護なかさと CCS	守山市浮気町321番地16サン シャインビル301号室	訪問看護	—	平成30. 5. 1

滋賀県告示第305号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 有限会社小栗鉄工所 彦根市松原二丁目2番19号
- 2 委託事務の内容 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第306号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 東和警備保障株式会社 草津市西渋川一丁目11番3号
- 2 委託事務の内容 長浜港港湾施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営今浜地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)に係る土地改良事業計画を平成30年7月10日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営今浜地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および守山市都市経済部都市活性化局農政課
- 3 縦覧期間 平成30年7月17日から平成30年8月14日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成30年8月29日までに審査請求をすることができる。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長浜南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年7月17日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 小根田 康 人

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	加 藤 義 孝	長浜市今川町697番地

警察本部公告

平成30年度滋賀県警察官(航空機の操縦士)採用試験公告

平成30年度滋賀県警察官(航空機の操縦士)採用試験を次のとおり行います。

平成30年7月17日

滋賀県警察本部長 鎌田 徹郎

- 1 試験区分および採用予定人員 滋賀県警察官(航空機の操縦士) 1人
- 2 採用予定日 平成31年4月1日(月)
- 3 職務内容 警察用航空機(ヘリコプター)を運航し、犯罪捜査、交通事故処理、水難・山岳救助、治安警備、災害警備等の各種警察活動に関する業務に従事します。
- 4 勤務先 滋賀県警察本部生活安全機動警察隊航空隊。ただし、採用後、滋賀県警察学校で教養を受けた後、一定期間、各警察署に配置され勤務につきます。
- 5 受験資格
 - (1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。
 - ア 昭和35年4月2日以降に生まれた者
 - イ 航空法(昭和27年法律第231号)に基づく事業用操縦士(回転翼航空機の陸上単発タービン機または陸上多発タービン機)の資格を有する者
 - ウ 航空法に基づく有効な第一種航空身体検査証明を有する者
 - エ 電波法(昭和25年法律第131号)に基づく航空無線通信士または航空特殊無線技士の資格を有する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 6 選考前考査
 - (1) 第1次考査
 - ア 日時 平成30年9月16日(日)
受付 8時30分～9時30分
教養試験 10時15分～12時15分
作文試験 13時15分～14時15分
 - イ 場所 立命館大学びわこ・くさつキャンパス 草津市野路東一丁目1番1号
 - ウ 方法 次の方法により行います。
 - (ア) 教養試験 高等学校卒業程度で、択一式により、警察官として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。
 - (イ) 作文試験 識見、思考力、表現力等についての試験を行います。ただし、作文試験は第2次考査として評価を行います。
 - (ウ) 結果発表 平成30年9月下旬に合格者宛て通知します。
 - (2) 第2次考査
 - ア 受験できる者 第1次考査の合格者
 - イ 日時および場所 平成30年10月中旬に、滋賀県警察本部で実施する予定ですが、詳細は第1次考査の合格者に通知します。
 - ウ 身体検査および身体精密検査 警察官として職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかをみるため、医療機関で所定の検査を受けていただきますが、検査費用は個人負担となります。
 - エ 適性検査 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について検査をします。
 - オ 口述試験 航空機の操縦士としての知識および技能ならびに警察官としての公務遂行能力等を有するかについて面接による口述試験を行います。
- 7 選考前考査合格者の発表 平成30年11月上旬に合格者宛て通知します。
- 8 選考

- (1) 選考を受ける者 選考前考査の合格者
- (2) 日時および場所 平成30年12月上旬に、滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。
- (3) 方法 口述試験(主として人物についての面接試験)ですが、詳細は選考前考査の合格者に通知します。
- (4) 選考の合格者の発表 平成30年12月中旬に、採用の内定を合格者に通知します。

9 採用および給与等

- (1) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、原則、滋賀県警察学校(全寮制)に入校し、約6か月間または約10か月間の初任教養を受けます。なお、滋賀県警察学校入校中は条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。

- (2) 給料は、滋賀県警察官として、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案のうえ決定します。

(例) 大学卒業後10年間、関連業務に従事した32歳の人で給料月額(地域手当を含めた額)は約285,000円、高校卒業後10年間、関連業務に従事した28歳の人で給料月額は約267,000円です。

そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当(航空機搭乗)等がそれぞれの条件に応じて支給され、昇給は、原則として毎年1回行われます。なお、この額は平成30年4月1日現在のものです。

10 受験申込手続および受付期間

- (1) 受験案内および受験申込書の請求 受験案内および受験申込書は、郵便または電話により滋賀県警察本部警務課採用係に請求してください。また、県内の警察署でも交付します。

※ 郵便による請求の場合は、郵便はがきの裏面に「航空機操縦士受験案内請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県警察本部警務課採用係宛て請求してください。

- (2) 申込方法 次の全ての書類を、滋賀県警察本部警務課採用係へ提出してください。

ア 受験申込書(必要事項を記入したもの)

イ 事業用操縦士技能証明書の写し(回転翼航空機の陸上単発タービン機または陸上多発タービン機)

ウ 航空無線通信士または航空特殊無線技士免許証の写し

エ 有効な第一種航空身体検査証明書の写し

オ 総飛行時間が証明できるもの(航空機乗組員飛行日誌(フライトブック)等の写しまたは航空経歴書)

※ 県内の各警察署での受付は行いません。

- (3) 受験申込みの受付期間

ア 持参による場合 平成30年8月1日(水)から平成30年8月31日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間中(8時30分から17時15分まで)に受け付けます。

イ 郵送による場合 平成30年8月1日(水)から平成30年8月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

- 11 問合せ先 この採用試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務課採用係(〒520-8501 大津市打出浜1番10号 フリーダイヤル 0120-204-314)にしてください。

企業庁公告

平成30年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告

平成30年度滋賀県職員採用選考第1次考査を次のとおり行います。

平成30年7月17日

滋賀県企業庁長 桂 田 俊 夫

1 試験区分および採用予定人員

水道(化学系) 2人程度

水道(機械系) 1人程度

2 受験資格

- (1) 次に該当する者が受験できます。

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)または大学院において、次のいずれかの学科(専攻)を卒業(修了)した者(平成31年3月31日までに卒業(修了)が見込める者を含む。)で、昭和59年4月2日以降に生まれたもの

ア 水道(化学系)

- (7) 化学工学科(専攻)
- (イ) 環境化学科(専攻)
- (ロ) 化学科(専攻)
- (エ) (7)から(ロ)までに掲げるもののほか、これに類する学科(専攻)

イ 水道(機械系)

- (7) 機械工学科(専攻)
- (イ) (7)に掲げるもののほか、これに類する学科(専攻)

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

- ア 水道(化学系) 原則として、平成31年4月1日
ただし、大学を卒業した者は、本人の意向を確認した上で、平成30年11月1日に採用となることがあります。
- イ 水道(機械系) 平成31年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県企業庁各課

(3) 給与等

- ア 給料は、月額199,735円(地域手当を含みます。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。

- イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

- ウ 勤務先により、交替制勤務に従事していただくことがあります。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

第1日 教養試験および論文試験

日時 平成30年9月16日(日)10時(受付開始9時)から15時頃まで

場所 滋賀県庁北新館3階中会議室(大津市京町四丁目1番1号)

※ 試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。

- ・ 試験会場への自家用車の乗り入れはできません。
- ・ 近隣の道路、コンビニエンスストア、商業施設等へ無断駐車した場合は、受験できなくなることがあります。

第2日 面接試験および適性検査

日時 平成30年9月17日(月)10時から15時頃まで

場所 滋賀県庁北新館3階中会議室(大津市京町四丁目1番1号)

※ 面接試験の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場にて通知します。

(2) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。なお、論文試験、面接試験および適性検査は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

- ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

- イ 論文試験 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

- ウ 面接試験 専門技術者としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

- エ 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会にて実施される選考の参考とします。)

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話・スマートフォン・PHS等の使用はできません。)

- (3) 結果発表 平成30年9月下旬に合格者宛て通知するほか、滋賀県のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/boshu/>) でも掲示します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382 電話 077-589-4608

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「平成30年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県企業庁経営課宛て請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。

平成30年9月7日(金)までに到着しない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

電話 滋賀県企業庁経営課 077-589-4608

イ 提出先 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ)第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

- ウ 受付期間 出願票は、平成30年7月17日(火)から平成30年8月31日(金)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、平成30年8月31日(金)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

- イ 受付期間 平成30年7月17日(火)から平成30年8月31日(金)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込み時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、平成30年9月5日(水)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 平成30年9月7日(金)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

電話 滋賀県企業庁経営課 077-589-4608

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるた

めには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次審査合格者については、平成30年10月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次審査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、平成30年10月下旬に採用内定の通知をします。